

む必要があると考えている事業をお話する。

まず第一に救急医療情報システムの再構築。現在のシステムは平成元年に更新のもので、機能的に古いものとなっている。また、阪神・淡路大震災の教訓から、救急医療情報システムに災害に対応できる機能を持たせることが求められている。先ほどの2つの報告書でも、現在のシステムの「広域災害・救急医療情報システム」への再構築の必要性が唱われている。我々としては、是非、早期に新システムへの更新ができるよう、必要な協議等を行っている。

第2番目が、災害拠点病院の整備。14病院の指定は昨年度に終了している。被災地の後方支援を行う役割を担う。拠点病院整備については、3分の2の助成があるので、この制度を生かして、来年度以降整備を進めていく必要がある。

その他、災害用の医薬品・医療資器材の整備、ソフト事業としてマニュアルの作成、救護班等の構成メンバーの研修事業についても、今後取り組んで行く必要がある。

事業実施に当たった救急医学会の皆様の御理解と御協力をお願いします。

2) いわゆる“救急ヘリコプター”の活動について

黒井 秀二（新潟県消防防災航空隊）

ヘリコプターを活用した患者搬送は、広域をカバーできること、搬送時間が大幅に短縮されること、災害時に機動力を発揮できることなど多くの利点が挙げられる。近年、地方自治体が消防・防災ヘリコプターを積極的に導入し全国で58機（平成9年12月現在）が配備されている。

平成7年4月に新潟県は、新潟県消防防災航空隊を創設し、防災ヘリコプター「はくちょう」の運航を開始した。救急活動については高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送等に数多く出動し救命効果を上げている。

新潟空港内に航空隊基地を置き、県内7消防本部から派遣された防災航空隊員8名及び民間の運航管理委託会社職員6名の合計14名で編成され、常時9～10名が待機し緊急運航の出動要請後15分以内に離陸できる体制を確立している。

運航は、土日、祝祭日、年末年始を問わず365日とし通常運航は、午前8時30分から17時15分までとするが、

緊急運航については日の出から日没までの間とし、大災害発生時には夜間運航も実施することとしている。

防災ヘリコプターによる救急活動は原則として、公共性、緊急性、非代替性の要件を満たす場合に出勤することが適当であると考えられる。

3) プレホスピタル・ケア体制：その1……救急隊員の教育について

野口 健一（新潟県消防学校）

1. 背景

救急需要の増大、疾病構造の変化等に伴う救急業務の拡大、それに対応する応急処置の多様化、高度化により、レベルの高い救急隊員の養成が緊急の課題となっており、国においては、救急業務の高度化に向け「できるだけ早い時期」に救急隊員の資格要件をⅠ課程レベルからⅡ課程レベルに引き上げたいという意向が示されている。

このような状況下、当消防学校には消防本部からⅡ課程レベルの入校枠の拡大について、強い要望がなされた。

2. 救急業務の高度化推進

「救急救命士法」、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に基づく高度救急業務を迅速・適正に実施するためには、消防学校において、救急Ⅱ課程及び救急標準課程を修了した隊員の養成が不可欠であり、このため当校においては、下記のとおり養成促進を図ってきている。

①早急に実施すべき応急処置等（9項目の処置）を行うため、救急Ⅰ課程（135時間）を修了した救急隊員を対象に救急Ⅱ課程（115時間）の教育訓練を平成3年度から実施している。

②また、従来の救急Ⅰ課程とⅡ課程を併合した救急標準課程（250時間）を平成6年度に新設し、高度救急隊員の養成を図っている。

③平成9年4月1日現在の救急隊（全県125隊）の隊員1,745名中Ⅱ課程又は標準課程修了者は555名であり、すべての隊員をⅡ課程または標準課程修了者とするためには、平成9年度以降1,200名程度を養成する必要がある。

このため、平成9年度からⅡ課程を80名増員して160名とし、標準課程の80名と合わせ毎年度240名ずつ養成することとしている。これにより、平成13年度末で、県内すべての救急隊員をⅡ課程または標準課程の終了者とするができる。

3. 事業効果

入校枠の拡大により、